

介護保険負担限度額認定について

◎認定要件

- (1) 市民税非課税世帯であること。
 - (2) 預貯金等の合計が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること
 - (3) 別世帯の配偶者も市県民税が非課税であること。(世帯分離をしている場合や事実婚も含みます。)
- ※死亡者もしくは行方不明者、DV防止法に基づく暴力があった場合等は除きます。

◎必要な添付書類

- ・ 預貯金通帳等のコピー
預貯金等資産の合計額が基準額以下であることを確認するため、ご本人様（配偶者がいる場合はご夫婦2人分）の預金通帳等（複数の金融機関等に口座がある場合は全ての通帳）のコピーを別紙の「通帳の貼り付け台紙」に貼りつけてご提出ください。
- ・ 同意書
金融機関等への調査を目的として、ご本人、配偶者の方の同意をいただくことになりました。
同封の同意書に氏名、住所を記入、押印の上、ご提出ください。

※1 預貯金等の範囲

預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債等）、投資信託、金・銀等（積立購入含む）、現金

上記の金額等が確認できる次の書類を申請時に添付してください。

- ・ 預貯金 預貯金通帳の写し、
- ・ 有価証券、投資信託 証券会社や銀行、信託銀行の口座残高の写し
- ・ 現金 自己申告

※2 負債 借用書の写し等、負債額と負債残高が確認できる書類

※3 生活保護受給中の方は、添付書類の提出は不要です。

◎認定証の発送まで

通常は申請を受け付けてから概ね10日程度かかります。また、転入された方は、所得照会を行うため、通常よりお時間をいただきます。

◎申請書提出先

同封の返信用封筒（切手をお貼りください）で郵送していただくか、市役所1階介護保険課へ提出してください。

なお、各支所・各サービスセンターでは受け付けていません。

◎介護保険負担限度額の適用は申請月の月初から適用されます。

例) 8月中に申請され、認定された場合は8月1日から適用されます。

※虚偽の申告により、介護保険負担限度額認定を受けた場合、支給された額に最大2倍の加算金を加えて返還していただくことがあります。

【お問い合わせ先】

宝塚市介護保険課 給付担当

電話 (0797) 77-2136 (直通)

◎ 1日あたりの負担限度額 (平成28年8月1日より)

所得の状況	食費	居住費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給している方 ・ 生活保護を受給している方 <p>(第1段階)</p>	300円	ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室 (老健・療養型)	490円
			(特養)
		多床室	0円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が世帯非課税であって、(非課税年金収入＋合計所得金額＋課税年金収入)が80万円以下の方 <p>(第2段階)</p>	390円	ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室 (老健・療養型)	490円
			(特養)
		多床室	370円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が世帯非課税であって、(非課税年金収入＋合計所得金額＋課税年金収入)が80万円を超える方 <p>(第3段階)</p>	650円	ユニット型個室	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		従来型個室 (老健・療養型)	1,310円
			(特養)
		多床室	370円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税が世帯課税の方 <p>(第4段階)</p>	直接、施設との契約の金額になります。		

*利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方のかたが施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者等の在宅での生計が困難になるような場合には、一定の条件を満たせば、利用者負担段階第3段階の負担限度額が適用される特例措置があります。詳しくは介護保険課給付担当までご相談ください。